

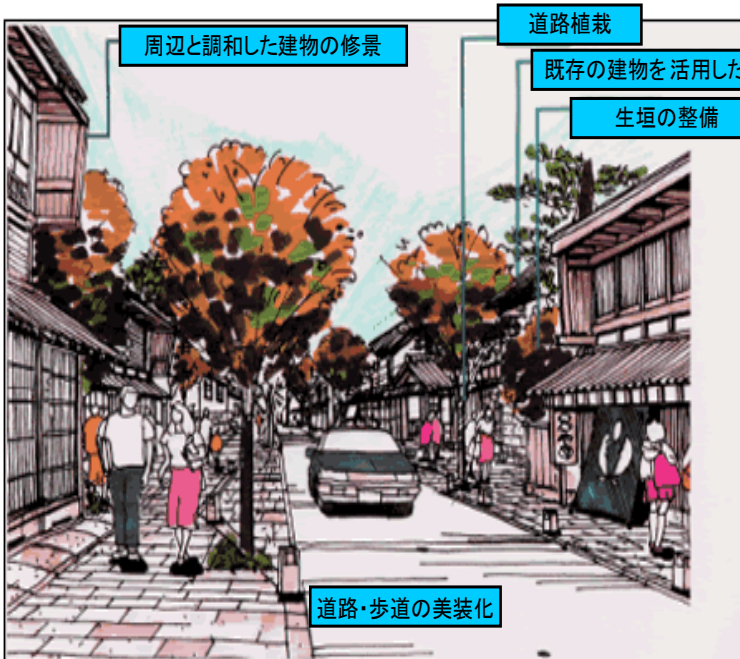
21. 街なみ環境整備事業

目的・概要

住宅等が良好な美観を有していないこと等により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、統一感のある街なみ形成や住宅、地区施設等の整備を行うことにより、ゆとりと潤いのある住宅地区を形成する。

- **対象者** : 地方公共団体・協議会（直接・間接補助）
街づくり協定を締結した地区住民（間接補助）
- **対象事業** : (1) 地区内権利者等で構成される協議会による良好な街なみ形成のための活動に対する助成
(2) 市町村等が行う街なみ環境整備方針・街なみ環境整備事業計画の策定又は生活道路や小公園などの地区施設整備、空家住宅等の除却、電線の地中化等に対する助成
(3) 景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用（修理、移設、買取等）や住宅等の修景（外観の修景整備）に対する助成
- **交付要件** : 【街なみ環境整備促進区域】
面積1ha以上かつ、①～③のいずれかの要件に該当する区域
① 接道不良住宅率※70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上
② 区域内の幅員6m以上の道路延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かつ公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の3%未満である区域
③ 景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされる区域
※接道不良住宅とは、幅員4m以上の道路に接していない住宅をいう
【街なみ環境整備事業地区】
街なみ環境整備促進区域において、地区面積0.2ha以上かつ区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区
- **交付率等** : (1) の場合 事業主体の補助に要する費用の1/2
(2) の場合 費用の1/2
(3) の場合 事業主体の補助に要する費用の1/2 又は当該補助事業の1/3 のいずれか低い額
- **手続き等** : 社会資本整備総合交付金の手続きに準じる。

■ 整備のイメージ



■ 事例：道路美装化、電線地中化



（整備前）



（整備後）

■ 事例：建物の修景整備



（整備前）



（整備後）

○問い合わせ・申請先 近畿地方整備局 建政部 住宅整備課 市街地事業係
電話 06-6942-1078